# 草の根ロビイング倫理規定

**【基本理念】**
私たち市民は、「草の根ロビイング」活動に関わる際、社会において人として守るべきことは何かを常に考えながら、できる限りの専門的な知見の修得に努めると共に、その活動は誰に対しても説明できるものであることを目指します。

**【定義】**
私たちの考える「草の根ロビイング」とは、個別利益を超えた公益を求め、社会的弱者や集団形成による圧力を生み出すことが難しい少数者等のために、NPO や NGO をはじめとした民間非営利のグループ関係者による議員、行政機関や関係機関の職員、メディア関係者等への陳情・請願をはじめとするロビー活動（口頭（面会）や文書（電磁的方法を含む）による意思伝達等）全般を指します。

より具体的には、(a) 公的な決定（政府の政策等）に影響を与えること、(b) 公的な決定に影響を与える方法を他者およびその代表者等（「クライアント（相談者)」と呼ぶ。）に助言することなどを目的として行われる様々な活動をその内容とします。

**【草の根ロビイング倫理規定 7 つの原則】**

1. 民主主義の健全な発展と社会課題の解決という重要な任務を担っていることを自覚し、法令及び本倫理規定をはじめとする社会的規範を率先して遵守します。

2. 共に行動する者（含むクライアント）の間では、できるだけ情報を共有し、共に考え、共に悩み、最善の策を見出すようにします。切磋琢磨し、できる限りの専門的知見の修得に努め、最大限の努力で行動します。

3. 利益相反（または利益相反を引き起こす可能性のある状況）が発生したら直ちにクライアント（相談者）に伝えます。

4. 活動のプロセスで得た情報については、その正確性、信頼性をまず十分に確認します。また、情報を公開するにあたっては、利害関係のない一般の者を装って公開するようなことはせず、責任の所在を明確にして行います。

5. 活動にあたっては、人々と偏見を持たず真摯に向き合い、誠心誠意をもって接することが、信頼や支援を得る最善の方法であると考えて行動します。

6. 「草の根ロビイング」の評価を高めることが、社会課題を解決して多くの人々に幸せをもたらすものと確信し、常に責任ある行動をとります。

7. 社会的課題の解決を根本の目的とし、具体的な成果を生み出すための手段として「草の根ロビイング」を行うことを忘れてはなりません。また、その成果を生み出すために、プロセスを適宜評価しつつ、常に改善をしていきます。

以上

特定非営利活動法人　市民アドボカシー連盟

本倫理規定は、2021 年 9 月 1 日より適用する。

草の根ロビイング倫理規定 PT メンバー

明智 カイト　市民アドボカシー連盟 代表理事

関口 宏聡　　市民アドボカシー連盟 理事/NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 代表理事

米山 広明　　市民アドボカシー連盟 理事/全国フードバンク推進協議会 事務局長

鈴木 崇弘　　城西国際大学大学院国際アドミニストレーション研究科長特任教授

宮崎 一徳　　参議院事務局

高橋 朗　　マカイラ株式会社 代表取締役 COO